

国民健康保険の異動手続きを忘れずに

健康保険の資格が変わったときは、14日以内に世帯主または同じ世帯の人が届け出なければなりません。忘れずに異動手続きをお願いします。

■国保に加入するとき

- ▽ほかの市区町村から転入してきたとき(健康保険などに加入していない場合)
- ▽職場の健康保険をやめたとき、または被扶養者でなくなったとき
- ▽子どもが生まれたとき
- ▽生活保護を受けなくなったとき

■国保をやめるとき

- ▽ほかの市区町村へ転出するとき
- ▽職場の健康保険などに加入したとき、または被扶養者になったとき
- ▽死亡したとき
- ▽生活保護を受けるようになったとき

国保への加入が遅れ、保険証がない間に医療機関を受診すると全額自己負担になる場合があります。また国保税額は届け出をした月ではなく、加入資格が発生した月からの計算になります。職場の健康保険に加入した場合は、加入した日から国保の保険証は使用できなくなります(保険証の交付日ではありません)。職場の健康保険加入後に、国保の保険証で医療機関を受診してしまうと、国保が負担した医療費を返納していただく場合があります。詳しくは左記へお問い合わせください。

【問い合わせ】

- 本館国保医療課
(☎24・2111内線531)
- 各総合支所健康福祉係
大 迫(☎48・2111内線142)
石鳥谷(☎45・2111内線228)
東 和(☎42・2111内線222)

国民年金保険料の納付に便利な制度があります

平成30年度の国民年金保険料は16,340円(月額)です。納付には、さまざまな便利な制度があります。

▶保険料の納め方

保険料は、納付書により金融機関、コンビニエンスストアなどで現金で納めることができます。このほか、口座振替やインターネットバンキング、クレジットカードなどによる納付もできます。

▶現金納付のお得な納め方

4月に郵送される1年前納用の納付書で一括して前納した場合、3,480円の割引になります。※納付期限は5月1日(火)

6カ月前納、1年前納のほか、2年前納などの割引もあります。2年前納を利用する場合は申出書の提出が必要です。詳しくは花巻年金事務所へお問い合わせください。

▶学生納付特例申請

20歳以上の学生は前年の所得が一定以下であれば学生納付特例制度が利用できます。この制度は、承認を受けた月から10年以内であれば、保険料を後払い(追納)することができる仕組みです。

申請には、学生証(コピー可)または在学証明書(原本)が必要です。

▶免除などの申請期間

免除、納付猶予、学生納付特例の申請は、申請する時点から2年1カ月前までの期間をさかのぼって行えます。1枚の申請書で申請できるのは、免除および納付猶予は7月から翌年6月まで、学生納付特例は4月から翌年3月までの1年度分です。複数年度の申請を希望する場合は、年度ごとの申請書の提出が必要です。

▶マイナンバーによる届け出・申請を開始しました

これまで基礎年金番号を記入していた届け書や申請書は、3月5日以降、原則としてマイナンバーを記入していただきます。その際に《マイナンバーカード》または《マイナンバー通知カードと本人確認書類の原本》の提示が必要です。

【問い合わせ】

- ▷花巻年金事務所(☎23-3351)
- ▷本館国保医療課(☎24-2111内線263)
- ▷各総合支所健康福祉係
大 迫(☎48-2111内線143)
石鳥谷(☎45-2111内線227)
東 和(☎42-2111内線223)

ごみの分別・減量にご協力を

本市では家庭ごみの分別強化と減量に取り組んでいます。以下のポイントに注意し、ごみの適正な排出と減量にご協力をお願いします。

ごみの分別徹底を

市内の各家庭・事業所から排出される一般廃棄物の燃やせるごみは、岩手中部クリーンセンターで焼却されています。

同センターに搬入されたごみや、焼却後の灰の中から、金属類や瓶、乾電池などの「燃やせないごみ」が大量に発見されています。これらの混入した燃やせないごみが原因となり、焼却施設内で詰まり

が発生し、施設運営に支障を来しています。

●水銀を含むごみの出し方に注意
平成30年4月1日から改正大気汚染防止法が施行。ごみ焼却施設の排気ガス中の水銀濃度について排出基準が設けられました。

水銀濃度が基準値を超える場合は環境に悪影響を与えないよう、対策のための費用が発生します。水銀を含む製品を燃やせるごみに混入させないようにしてください。

「水銀を含む製品の例」
▼蛍光灯 ▼ボタン電池 ▼水銀体温計 ▼水銀血圧計 など
※種類ごとに袋を分けて排出して

ください

刈草や剪定枝は乾燥を

ごみ集積所に刈草や剪定枝を排出する場合、次の点にご協力ください。

- ▼堆肥化が可能な家庭は、積極的に堆肥利用をお願いします
- ▼集積所に排出する場合は、十分に乾燥させ、重量や体積を減らしてください

料理は残さない「30・10運動」

30・10(さんまる・いちまる)運動は、宴会などでの乾杯後30分と、お開き前10分は自席で食事を楽しんでもらう取り組みのことで、食残しや売れ残り、期限切れなど、食べられる状態にもかかわらず廃棄された「食品ロス」は、全国で年間約621万ト。「もったいない」という意識で食べ残しによる食品ロスを減らしましょう。

【問い合わせ】

本館生活環境課(☎24・2111内線267)

宮沢賢治アートストリート 展示作品を募集



市では、JR新花巻駅から宮沢賢治記念館登り口までを「宮沢賢治アートストリート」と称し、賢治作品をモチーフにした10基のモニュメントを設置しています。

モニュメントには、市内外から募った絵画などを展示。定期的に入れ替えをしながら、作品を紹介しています。

皆さんも賢治の作品世界を描いてみませんか。
■応募資格 お住まいの地域、年齢は問いません。

■募集内容 「賢治の作品世界」をテーマにした絵画、切り絵、版画など(A3判以内、横向き)

■応募期限 5月31日(木)

※作品はモニュメントに展示するほか、宮沢賢治童話村内の「賢治の学校」に展示します。詳しくは本館賢治まちづくり課に備え付けの募集要項または市ホームページをご覧ください

■問い合わせ 本館賢治まちづくり課(☎24-2111内線372)